**第三章　中医薬教育と科学研究**

第十四条　国は措置を講じ、中医薬教育事業を発展させる。

各種中医薬教育機関は、中医薬基礎理論の教育を強化し、中医薬の基礎理論と中医薬の臨床実践を結びつけることを重視し、総合教育を推進するものとする。

第十五条　各種中医薬教育機関の設立に当たっては、国が定めた設置基準に適合するとともに、国が定めた基準に適合する臨床教育拠点を確立するものとする。

中医薬教育機関の設置基準は、国務院衛生行政部門が国務院教育行政部門とともに制定する。中医薬教育機関の臨床教育拠点の基準は、国務院衛生行政部門が制定する。

第十六条　国は、中医薬専門家の学術経験と専門技術の継承活動を進めることを奨励し、ハイレベルの中国医学の臨床人材と中薬の技術人材を育成する。

第十七条　中医薬専門家の学術経験と技術的専門知識の継承活動を担当する指導教諭は、下記の条件を備えるものとする。

（一）高い学術レベルと豊富な実践経験、技術的専門知識と優れた職業倫理を有する。

（二）中医薬専門業務に30年以上従事するとともに、上級専門技術職を10年以上担当している。

第十八条　中医薬専門家の学術経験と技術的専門知識の継承活動における継承者は下記の条件を備えるものとする。

（一）大学本科以上の学歴と優れた職業倫理を有する。

（二）医療衛生機関または医学教育、科学研究機関で雇用され、中医薬業務に従事するとともに、中級以上の専門技術職を担当している。

第十九条　中医薬専門家の学術経験と技術的専門知識の継承活動の指導教諭および継承者の管理規則は、国務院中医薬管理部門が関係部門とともに制定する。

第二十条　省、自治区、直轄市の人民政府の中医薬管理の担当部門は、国の関連規定に基づき、地元の中医薬人員の継続教育制度を整備し、中医薬人員の研修計画を制定するものとする。

県レベル以上の地方人民政府の中医薬管理の担当部門は、中医薬人員の研修計画の要件に従い、都市農村基幹衛生サービス人員に対して中医薬の基本知識と基本技能の研修を行うものとする。

医療機関は、中医薬技術者が継続教育を受けるための条件を整備するものとする。

第二十一条　国は、中医薬科学技術の発展を図り、それを科学技術発展計画に組み込み、重点中医薬科学研究機関の整備を強化する。

県レベル以上の地方人民政府は、中医薬のリソースを活用し、中医薬の科学研究と技術開発を重視し、中医薬の技術成果の開発、普及、利用に向けた措置を講じ、中医薬科学技術の発展を促すものとする。

第二十二条　中医薬科学研究は、伝統的な方法と現代的な方法を運用し、中医薬の基礎理論の研究と臨床研究に注力するものとし、中医薬理論と現代的な科学技術を用いて一般疾患、多発性疾患と難病に対する予防治療の研究を進めるものとする。

中医薬科学研究機関、高等教育機関、医療機関は中医薬科学研究を進める上での協力と中医薬科学技術の成果の普及、利用を強化し、中医薬学科の牽引者と青壮年の中核技術者を育成するものとする。

第二十三条　中医薬科学技術の発展に重大な意義を持つ中医診療方法や中医薬文献、秘伝の処方、有効処方の寄付については、『国家科学技術奨励条例』の規定を参照し、褒賞を与える。

第二十四条　国は、中医薬の対外交流と協力を支援し、中医薬の国際的な普及を推進する。

重大な中医薬の科学研究成果の普及、譲渡、対外交流、国内外の協力による中医薬技術の研究は、省レベル以上の人民政府における中医薬管理担当部門の承認を得るものとし、重大な中医薬リソースの流失を防止するものとする。

国の科学技術機密に該当する中医薬の科学研究成果については、譲渡、対外交流を必要とする場合、国家機密の保持に関する法律、行政法規、部門規則の規定に適合するものとする。